

議案第42号

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する  
 条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年6月12日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

建築物の制限をする区域に新宿六丁目地区地区計画の複合地区2を追加する必要がある  
 ので、本案を提出いたします。

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する  
 条例の一部を改正する条例

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例  
 (平成6年葛飾区条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第2東京都市計画新宿六丁目地区地区計画の項を次のように改める。

東 京 都 市 計 画 新 宿 六 丁 目 地 区	計 画 図 に 表 示 す る 複 合 地 区 1	1 法別表第 2(へ)項に 掲げる建築 物 2 風俗営業 等の規制及 び業務の適 正化等に関 する法律第 2条第6項 から第9項 までに規定 する営業の	10分の 30	1,000 平 方 メ ー トル	計画図に表示 する壁面の位 置の制限を定 める部分に面 する敷地上の 建築物につい て、建築物の 外壁又はこれ に代わる柱の 外面は、計画 図に示す壁面 の位置まで	30メ ー ト ル。た だし、 建築 基準 法施 行令 第2 条第 1項 第6 号ロ		
---	---	--	------------	---------------------------------	---	---	--	--

地区計画		用途に供する建築物			に定める高さとする。
	計画図に表示する複合地区2	<p>1 法別表第2(へ)項に掲げる建築物。ただし、建築物(共同住宅を除く。)に附属する自動車庫は除く。</p> <p>2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項から第9項までに規定する営業の用途に供する建築物</p>	<p>10分の30。ただし、10分の30を超える部分を子育て支援施設(保育所、認定こども園、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課</p>	<p>5,000平方メートル。ただし、法第86条の規定を適用する場合は、当該地を1の敷地とみなす。</p>	<p>60メートル。ただし、建築基準法施行令第2条第1項第6号に定める高さとする。</p>

後児童  
健全育  
成事業  
の用途  
に供す  
る施設  
、同条  
第7項  
に規定  
する一  
時預か  
り事業  
の用途  
に供す  
る施設  
その他  
これら  
に類す  
る施設  
をいう。  
）  
又は公  
共若し  
くは公  
益に資  
するも  
のとし  
て区長  
が必要

			と認める施設の用途に供する場合にあっては、100分の301とする。		
計画図に表示する住宅A地区	<p>1 法別表第2(へ)項に掲げる建築物。ただし、建築物に附属する自動車車庫は除く。</p> <p>2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項から第9項までに規定する営業の用途に供す</p>	10分の30	3,000平方メートル。ただし、法第86条の規定を適用する場合は、当該1団地を1の敷地	138メートル。ただし、建築基準法施行令第2条第1項第6号ロに定める高さとする。	

	る建築物		とみ なす。	
計 画 図 に 表 示 す る 文 化 ・ 教 育 地 区 1			3,000 平 方 メ ー トル	30 メ ー ト ル。た だ し、 建 築 基 準 法 施 令 第 2 条 第 1 項 第 6 号 に 定 め る 高 さ と す る。
計 画 図 に 表 示 す る 文 化 ・ 教 育 地 区 2				45 メ ー ト ル。た だ し、 建 築 基 準 法 施 令 第 2

					<p>条 第 1 項 第 6 号 ロ に 定 め る 高 さ と す る。</p>	
	計 画 図 に 表 示 す る 公 園 A 地 区				<p>30 メ ー ト ル。た だ し、 建 築 基 準 法 施 行 令 第 2 条 第 1 項 第 6 号 ロ に 定 め る 高 さ と す る。</p>	
計 画 図 に			80 平 方 メ	1 計 画 図 に 表 示 する 壁	16 メ ー ト	道 路 に 面 し て 設 け

表示する住宅B地区			ートル	面の位置の制限を定める部分に面する敷地上の建築物について、建築物の外壁又はこれに代わる柱の外面は、計画図に示す壁面の位置まで	2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の外面から隣地の境界線までの距離は、0.5メートル	ル。ただし、建築基準法施行令第2条第1項第6号ロに定める高さとする。	る垣又は柵の構造は、生け垣、フェンス又は鉄柵とする。ただし、高さが0.6メートル以下の部分については、コンクリートブロック造、レンガ造、鉄筋コンクリート造又はこれらに類する構造とすることができる。
-----------	--	--	-----	--	--	------------------------------------	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。